

# 文教福祉常任委員会

令和4年6月21日（火曜日）

## 付議事件

### 《付託議案》

議案第3号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 財産の取得について（コンテナ洗浄機）

議案第7号 専決処分の承認について（令和4年度旭市一般会計補正予算）

### 《付託請願》

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第2号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

請願第3号 （株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願

## 出席委員（7名）

委員長	宮内 保	副委員長	片桐 文夫
委員	永井 孝佳	委員	崎山 華英
委員	伊場 哲也	委員	戸村 ひとみ
委員	伊藤 春美		

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（4名）

議長	木内 欽市	紹介議員	松木 源太郎
議員	菅谷 道晴	議員	常世田 正樹

## 説明のため出席した者（17名）

教育長	諸持 耕太郎	財政課長	山崎 剛成
環境課長	高根 浩司	保険年金課長	高野 久

健康づくり 課 子育て支援 課 教育総務課長	齊藤孝一 多田英子 向後稔	社会福祉課長 高齢者福祉 課 生涯学習課長	椎名隆 赤谷浩巳 伊藤弘行
体育振興課長 その他担当 職	金杉高春 6名		

#### 事務局職員出席者

事務局長	穴澤昭和	事務局次長	金谷健二
副主幹	菅晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（宮内 保） それでは、皆さんおはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

今日6月21日は夏至ということで、1年の中で日中の時間が一番長いという日でありまして、昨日も30度近く、今日も30度近く、梅雨の真っ盛りということで、体調のほう幾らかおかしいのかなというような気がしますがけれども、本日付託されました議案が3件、そして請願が3件ということで、また慎重審議をお願いいたしまして、開会したいと思います。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

ここで、松木源太郎議員、菅谷道晴議員、常世田正樹議員より、本委員会を傍聴したい旨の申出がありましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしますので、ご了解のほどをお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

(傍聴者入室)

再開 午前10時 2分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） 皆さんおはようございます。

委員の皆さん、そして幹部職員の皆様、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました3議案と請願3件について審査をいただくことになっております。この委員会の審査結果を基に、各議員さんは本会議に臨むわけでございます。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単でございますが、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、宮内委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

それでは、議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して諸持教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（諸持耕太郎） おはようございます。

本日は文教福祉常任委員会の開催、大変ご苦労さまです。日頃より委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で3議案であります。

内訳でございますが、条例関係といたしまして、議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1議案、財産取得といたしまして、議案第5号、財産の取得についての1議案、次に、専決処分の承認についてが1議案で、議案第7号、令和4年度旭市一般会計補正予算（第1号）でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔・明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案、可決・承認くださいますようお願い申し上げます。

また、本日は人事異動後、初めての委員会でございますので、文教福祉常任委員会所管の担当課長の紹介をさせていただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） お願いします。

○教育長（諸持耕太郎） ありがとうございます。

それでは、順次自己紹介をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○教育総務課長（向後 稔） 教育総務課長の向後稔と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○環境課長（高根浩司） 環境課の高根と申します。よろしくお願い申し上げます。

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課、課長を拝命しました高野です。よろしくお願い申し上げます。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課長の齊藤です。よろしくお願い申し上げます。

○社会福祉課長（椎名 隆） 社会福祉課長の椎名隆と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○子育て支援課長（多田英子） 子育て支援課長、多田英子と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 高齢者福祉課長の赤谷浩巳と申します。よろしくお願い申し上げます。

○生涯学習課長（伊藤弘行） 生涯学習課長の伊藤弘行と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

○**体育振興課長（金杉高春）** 体育振興課長の金杉高春と申します。どうぞよろしくお願ひします。

---

#### 議案の説明、質疑

○**委員長（宮内 保）** それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、財産の取得について、議案第7号、専決処分の承認についての3議案であります。

初めに、議案第3号について補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑については着座で結構ですので、よろしくお願ひいたします。

体育振興課長。

○**体育振興課長（金杉高春）** それでは、着座にて失礼いたします。

体育振興課より、議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

右上に議案第3号 体育振興課と記載のある資料をご覧ください。

今回の使用料の改正に係る部分について条例から抜粋して記載しております。

本議案は、社会体育施設の旭市総合体育館と飯岡体育館の卓球やバドミントンなどの利用者の利便性を図るため、利用区分、備考の追加を行い、使用料を見直し、また旭市サッカー場の照明設備の設置に伴い照明料を加えるため所要の改正を行うものです。

なお、今回改正する箇所は、太字にアンダーラインをつけた部分となります。

それでは、上から順に説明します。

旭市社会体育施設の旭市総合体育館使用料です。こちら備考欄の2、メインアリーナの使用料の関係です。2分の1の額の後に、すみません、アンダーラインがないんですけれども、「とし、4分の1使用は4分の1の額」を加えるものです。使用料は区分単位による金額から4分の1の額となります。例えばメインアリーナの一般1時間当たりの4分の1の使用があった場合は1,000円となります。

続いて、飯岡体育館使用料です。こちら備考欄の2を新たに追加しまして、「2分の1使用は2分の1の額とする（1か月当たりの使用料も同様とする。）」を加えるもので、使用料は区分単位による金額から2分の1の額となります。例えばですけれども、一般の1時間当たりの2分の1の使用があった場合は750円となります。

続いて3段目です。旭市サッカー場使用料は、照明設備の設置に伴い、照明料として30分当たり1,000円を加えるものです。備考欄、こちらは既に2分の1と4分の1の使用の規定が入っておりました。照明料の算定については、電気料金や維持管理に関わる経費を踏まえ、設定をしております。

なお、サッカー場の照明については、今年度9月中の設置を目指しておりますので、工事完了後に規則で定める日から施行いたします。

以上で議案第3号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 議案第3号について質疑させていただきます。

照明料は、高校生等とは関係なしに一律の料金ということでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 照明料については、高校生、一般関係なくこの料金となります。

○委員長（宮内 保） ほかに。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 照明料のことであれなんですけれども、大分電気料金等が上がるとテレビ報道でもいろいろ話が出ていますけれども、そういったのを加味した上での使用料ですか。それともまた電気料金上がったから、また改正するというような話になるんですか。その点ちょっとお知らせ願います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 確かに世界情勢的にも電気料は上がっております。現在、照明料の算定に当たりましては、電気料も上がっている分も加味して設定しております。よろしく願います。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） もう一点、ちょっと細かいことですが、飯岡体育館の使用料2分の1、これは使う人にとってはすごくうれしいことだと思うんですが、あの体育館を半分使うってどういったスポーツがあるのかなと、今ちょっと考えたんですが、どんなのがありますか。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質疑に対し答弁を求めます。  
体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 飯岡体育館の使用料ですね、2分の1の場合は、主に卓球だったりバドミントンなどの使用がございます。あと細かいものでいったら、ダンスをやったり剣道とか、そういった利用もあります。よろしくお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに。  
崎山委員。

○委員（崎山華英） サッカー場の照明料の件ですが、まず30分単位とした理由と、あと備考にある2分の1使用の場合は2分の1の額とし、4分の1の使用は4分の1の額とするというのは照明についても適用されるのか。ほかの市営のサッカー場とか見ると、全灯だと幾らとか、半灯だと幾らというのがあるところもあったので、そういう対応されるのかちょっとお聞きします。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。  
体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） まず、30分当たりの料金と設定した理由です。こちらは確かに他市では1時間の料金もございます。当市としましては、やはり電気というのは日没の時間によってつけたりします。例えばそれが6時半につけたり、しまいの時間は9時で終わりますので、電気料はそんなに安いものではないので、なるべくそれは利便性をよくしたいということで30分当たりの設定をしております。

それから、もう一つが2分の1、4分の1ございました。こちら照明灯がそれぞれ少年サッカーであったりフットサルの場合は4分の1使用ですので、その対応も合わせて照明も切替えができますので、それぞれ料金の設定も2分の1、4分の1があるということでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 電気料金のことで私も引き続き質疑させていただきます。

照明料、先ほど来、細かく計算してあるということだったんですけれども、全面を30分照明すると実質幾らかかりますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 電気料30分当たり、メーカーの推奨では30分当たり300円程度ということでございます。うちのほうでは、その電気料のこれから高騰も想定しております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。それで、照明をつける人あるいは切る人、誰がつけて、誰が切るのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） つける人、消す人ということで、管理人が常駐しておりますので、基本的に管理人がやることになるかと思えます。よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 何でこんなことを聞くかといいますと、旭市内でもちょっと気になる場所がございまして、誰もいないのにこうこうとついているときとかがあるんですよ。市外でももちろんそういうのを見かけるんですけれども、電気料金がどんどん値上がりする中で、終わったらすぐばしっと切るとかいう、そういうのを小まめにやっていただかないと、無駄に電気料金がどんどんかかるということになってしまいますので、その辺のところ、ちゃんと管理人の方にご指導いただきたいなと思えます。全て経費、税金ですから、よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） ご心配ありがとうございます。実際、この電気料金は安いものではないので、利用者の方も例えば1面全部使うにしても、アップの間は半分つけたり、片づけるんだったらその分は半分にしたとか、そういった利用方法もあると思えます。とにかく使い始めにつける、終了はまた9時が終了ということですので、管理人にもよく申し伝えておきます。よろしくをお願いします。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。



○委員（伊場哲也） 質疑させていただきます。

今回の旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、改正点は3点ということによろしゅうございますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） おっしゃるとおり3点です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 1点目、2点目については確認をさせていただきました。3点目の照明料30分当たり、すなわち旭市サッカー場使用料の照明料についての記載事項ですけれども、旭市の例規集をお持ちでしょうか。恐らくサッカー場がオープンしたのがつい先日ですので、もしかしたらこちら例規集のほうには記載がされていないのかもしれませんが、といたしますのは、せんだっての議場におきまして新旧対照表、これを使用しながらご説明がございました。この例規集のそれぞれ改正点の1点目、4分の1使用は4分の1の額とするについては964ページに記載されており、左右対照表を確認することができました。あわせて、2点目の2分の1使用、飯岡の体育館使用料です。これにつきましては例規集の965ページにも備考欄に記載されておりましたので確認できたのですけれども、改正する3点目、旭市サッカー場の使用料の照明料30分当たり1,000円と、これに対しての記載されているページ、966ページ飯岡ふれあいスポーツ公園使用料サッカー場なのかなというふうにして確認したのですけれども、ちょっと書式も違いましたし、3点目の照明料については、今現在、こちらのほうに書かれているかどうかの確認をしたいのです。いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 伊場委員、こちらは新規に今回改正するものでございますので、お手持ちの冊子の条例には照明料の分は入っておりません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ということで確認をできればいいのですね。言いましたように、過日出された条例の新旧対照表にはこのように記載されているじゃないですか。したがって、このように記載されているものと思い確認したらなかったもので、質疑させていただいたという次第です。ご理解いただけましたでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） 答弁はいいですか。

伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（金杉高春） 今回改正を行うものを追加してということでご理解いただいた  
と思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、第5号について補足説明がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） それでは、議案第5号、財産の取得についての補足説明を申し  
上げます。

入札の経過及び契約締結内容につきましては、本会議におきまして財政課長より説明した  
とおりでございます。私からは、今回購入するコンテナ洗浄機につきまして、改めて補足し  
て説明を申し上げます。

コンテナ洗浄機は、食器や食缶を学校へ運搬するコンテナを洗浄する機器になります。洗  
浄機の入り口から出口へ移動していく間に洗浄、仕上げ洗浄、水滴除去までの工程を自動で  
行うものです。

お手元に資料を配付してございます。右上に議案第5号、教育総務課と記載したコンテナ  
洗浄機の写真と2枚目がイラストになっている資料でございます。こちらのほうをちょっと  
ご覧いただきたいと思えます。

まず、1枚目の写真のほうをご覧ください。コンテナ洗浄機の外観の写真です。外観はス  
テンレス製で長さが9.5メートル、幅1.6メートル、高さ2.5メートルの大型の機器でござい  
ます。この写真の左側の黒い部分からコンテナが入って、高圧ジェットスプレーで洗浄して  
いくものになります。

2枚目のイラストのほうをご覧ください。こちら洗浄、除滴工程  
の流れになります。左側からコンテナが入りまして、約60度の温水で洗剤と一緒に洗浄いた  
します。その後、約70度の温水で仕上げ洗浄を行いまして、その後、除滴エリアのほうで熱  
風による強力エアを吹き付けて、蒸発、乾燥させて出口から出てくるという仕組みになって  
おります。

現在、第一学校給食センターで使用している洗浄機については、購入から22年が経過し、構造部材の劣化や修理・交換部品の製造中止が発生しておりまして、今後の洗浄能力の低下を防ぎ、子どもたちへ安全・安心な学校給食を提供し続けるためにも更新の時期と考え、購入するものでございます。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） この資料を見させていただいて、かなり大型なものだというのが分かったんですけども、人も入れてしまいそうな感じなので、安全対策とかどのようにされているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） このコンテナ洗浄機を使用する際に、入り口と出口、2人の作業員で配置して作業に当たります。中に入って、もし人が入るとなると自動的にストップするとか、そういったシステムもございます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 本会議でもこのコンテナに関して質疑させていただいたんですけども、細かいところをちょっと委員会で聞かせていただこうと思って、本会議ではあの程度にいたしました。

NAWコンテナ洗浄機、この洗浄機の価格ですけども、この価格に、質疑する前に、全員協議会でしたか、副市長が、金額が間違っていたことに対する訂正と、今後このようなことがないようにという説明があったんですけども、私ちょっとそこのお聞きさせていただきたいんですけども、この金額の間違いというのが、私たち議員にこの資料が配付されて、議案配付されて、その後、本会議場で当局側、課長がその金額を述べられたのと、私たちの手元にあったこの議案の金額が違っていたわけです。私たちの手元には2,648万円、本会議場で課長がおっしゃったのが2,684万円で、議員の中でどよめきが起こったんですけども、私、こういう金額間違いが議案として配付される前に分からなかったということが非常にゆゆしい問題だと思うわけです。本会議場で初めてその違いが分かったという、これ

は大変な問題だと思うんですよ。といいますのも、皆さんご存じのように、先日、振込間違いで何千万円というお金が一人の人のところに行きまして、それがほとんどが返ってきたからいいようなものの、あれ返ってこなかったら大変なことになっています。それは本当に実際のお金が行ったから大問題になったんですけれども、私こういうところのチェックが大きなことに結びつくんじゃないかと思っているわけです。

ですから、例えば議案として出すときのチェックですね、そういうのどういうふうに行っているんですか。ダブルチェックとかしていらっしやらないのかなというのを非常に疑問に感じたんです。何しろ金額大きいんですから、2,684万円を2,648万円、これが本会議場で課長が言われて、それでもまだ大概の人は分からなかった、こういう状況が非常にゆゆしい問題だと思っております。このチェックをどのようにやっていらっしやるか。あと、このことに対してどのように考えていらっしやるかをお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、議案を提案しました財政課のほうよりお答えいたします。

議案のチェックの体制ということですが、こちら二重チェック等をしておりますけれども、今回確認が漏れてしまったということで、本当に大変申し訳なく思っております。今後このようなことが二度とないように、また十分確認のほう、財政課と担当課一緒に注意していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ダブルチェックをされているのにこういうことが起こる。どういうことなのかと、ちょっと私はこういうの初めて経験しましたものから、本会議場で違いが分かるなんていうことを本当に初めて経験したもんですから、物すごく心配しました。市民の血税を扱う市、そして財政課のほうで議案の数字だからいいとか、そういう問題じゃないと思うんです。実際のお金じゃないからいいという問題じゃないと思うんですよ。全てにこれは血税を扱っているという、そういう気持ちですか、そういうのが徹底されていないんじゃないかと思ひますので、その点、本当に二度とないように、よろしくお願ひいたします。あと、実際のお金が行くときなんかダブルチェック、そしてまたトリプルチェックでも本当にしっかりやっていただきたいと思ひます。

実際にこの機種に入りますけれども、この機種を選定理由ですね、何でこの機種、聞きましてNAW-CW-C S C T、これを選ばれた理由と他の類似品との比較、その理由の中に

あると思うんですけども、それからこの機種シェア状況、近隣でもどこでもいいです。どこかで使っていらっしゃるとか、そういうのを教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） まず、この機種を選定した理由でございます。今現在使用しているものとほぼ同等のものでございまして、中に入れるコンテナの大きさ、これを洗える機種ということで選定しております。

それと、シェアの状況については、すみません、今手元に資料がございませんので、ただ、この株式会社中西製作所製というのは、かなり広い大きなシェアを持っているんじゃないかなと思われまして。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 中に入る、1回で洗えるコンテナの量、数でこれを選ばれたということによろしいんですか。コンテナの大きさとかそういうので選ばれているということですが、本会議場で質疑したときに、コンテナが三十数台一遍に洗えるということですか。一遍にというか、流れ作業的なあれで、こっちから入れて向こうに出るということなんでしょうけれども、これはこの金額じゃないものも、ここの同じ会社というんですか、それであるかどうかはご存じですか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この洗浄機ですが、コンテナは第一学校給食センターに34台ございます。この仕様のほうでは、1時間に30台洗えるような能力を備えていることということで使用しております。ただ、一般的にコンテナ洗浄機、あまりその数があるものではありませんので、いろんな種類があるというわけではないと思いますので、それによってこの洗浄機を選定したということでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。いかんせん2,684万円という本当に家が建つような金額なので、費用対効果ということで、これだけのお金をかけなくても洗えるものがあるんだったら、それとの比較をされたかどうかというのを聞いたかったわけです。されていないようですので。

あと、この保守点検費用、こちら年間どれぐらいかかりますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） こちらの保守点検でございます。保守点検は基本的には毎日作業員が行うときに日常点検を行いまして、そのほかにつきましては、厨房設備全体を夏休みの期間中に一斉点検を行っております。そちらの一斉点検の保守の金額については、すみません、手元に資料がございませんので、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 決算のときでもまた聞かせていただきます。

厨房全体ですから相当な金額がかかるんじゃないかなと思いますが、そうしましたら実際にコンテナを洗浄するときに、残渣があるとないとでは相当な違いがあると、私ちょっと素人なのでよく分かりませんが、先日伊場議員の一般質問の中にもあったんですけども、残渣対策、作業的にやっぱり残渣がないほうがずっと入れられると私は思うわけです。この残渣対策、子どもたちにいかに残さないで全部食べてもらうかという、これに関してはどういうことをしていらっしゃいますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 残渣でございますが、残渣のほうは食缶のほうに残り物とか全部を入れて運ばれてきます。コンテナの中から食缶は出して、食器も出してコンテナだけ洗う、こちらはコンテナ洗浄機です。食缶のほうを洗うときに、残渣を残渣の入れるところへ入れまして、残渣を取り込んでまとめてごみ袋に入れて焼却処分していると、脱水をして。そういった流れで残渣の処理はしております。

あとは、子どもたちへの教育ということですが、一応食育ということで、今学校給食のときに、黙食ということなのでビデオを子どもたちに見せまして、食育の関係のビデオを流して給食のときに提供している。そういった中で残さず食べましょうとか、そういったことも含めて指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ちょっと給食費との絡みをお伺いしたいんですけども、いかにせん、これだけの金額のものを買って費用対効果というんですか、あとは受給者が費用を払うとい

うところで給食費というのがあると思うんですけども、未納額とか未納状況とか未納割合とか、そんなところというのは今手元にございますか。皆さんの給食費でこれが賄われるとは思ってはいませんが、やっぱり材料費以外でもこういったところの分も恐らく給食費の中に入っていると思いますので、今ございますか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 給食費の件ですが、基本的に給食に係る機材、設備、人件費等ございます。そのほかに賄い材料費、給食の材料になるものです。基本的には保護者負担は賄い材料費だけということですので、今回の管理費は給食費には含まれておりません。ただ、給食費の未納状況、そちらのほうは今手元に資料ございませんで、未納は確かにございます。その未納を解消するために徴収対策をしているところございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。

また、これ決算のとき聞かせていただきますけれども、給食に関してはかなりのお金が、子どもたちに給食を与えるというのはおかしいですね、給食食べてもらおうと思うと結構な経費がかかるということで、こういうコンテナ洗浄機一つにしても、確認ができました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） 答弁いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 議案第5号について質疑をさせていただきます。

財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号、確認させていただきました。その種類及び金額について、政令で定める基準に従い、条例で定める財産の取得又は処分をすること。第2節権限、議決事件第96号ということで地方自治法に記載されております。

そこで質疑ですけども、財産を取得するに当たって金額の上限というのはございますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 財産の取得のほうの上限、金額でございますけれども、上限とございますか、議決に付すべきものというもので、予定価格が2,000万円以上の不動産もしくは動

産の買入れ、もしくは売払いにつきましてのものが今回の議決案件のものでございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 上限はございますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 上限はございません。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 分かりました。

それでは、引き続き質疑させていただきます。

先ほど戸村委員から大金だというお話がございました。そして質疑の中で、本会議において、実は私も全くの同感だったんです。今回購入する市の財産2,648万円、84万円、そこなんですよ。本会議において、議案の金額については48万円で記載されていたのを84万円と言ったんですよね。そうすると、違うぞということで近くにいた課長が、先ほどどよめきという表現がありましたけれども、私もそう思ったんです。しかしながら、本会議場においてはそのまま終わったんです。そこは、「議長」というふうにして発言を求める許可を議長にして、今2,684万円というふうに言いましたと、お手元に配ってある議案資料については48万円というふうになっていますけれども、本来は84万円の間違いです、訂正します。後ほど改めて正式に議案書を再配付させていただきます等々の話合いがなされずにそのまま行ってしまった。えっというふうに思ったんです。それはなぜなのでしょうかとこの質疑です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 伊場委員のご質問にお答えいたします。

間違ってしまった数字のほう本当に大変申し訳なく思っております。議場で私のほうの確認ミスということで、そのような運びになってしまったということで、本当に重ね重ねですけども、今後このようなことが二度とないように気をつけてチェック体制のほうしっかりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 人間のすることですから間違いは確かにあります。だからこそダブルチ



チェックが必要だということですよね。

質疑の中でプライベートの話で大変恐縮ですけれども、かつて私自身の住宅を取得するときに女房と大げんかしたことがあります。やっぱり2,648万円、2,684万円、これ大金ですよ。家1軒分という話があります。「一銭たりともお金というものは間違えてはいけないんだよ、あなた」「ふざけるな、人間のやることは間違えることだってあるよ」と、しかしながら最後の最後まで、一銭たりともお金を借りたりとか、利息がこれこれこういうわけだから25年かかって返済する。だから、きちつきちつと返済もしなきゃいけない。借りたからには義務があるし、1円たりとも間違ってはいけないと非常に厳しいそんな話のやり取りがありました。

そこで振り返って考えたときに、確かに人間がすることだから間違えてもやむを得ないよなどと思いつつも、本会議で「あれ、知っていながらそのままスルーしたな」。そして気がついている課長も何も言わないと、かばっているんだろうか、それとも知っていながら知らんぷりしているんだろうかと、私自身内心ちょっと複雑な気持ちになりました。

ですから、今このように質疑の中でプライベートなことも含めて質疑させていただいているんですよ。やはり行政マンのプロとしては、私は、先ほどの戸村委員とも同じです。1円、一銭たりとも間違えてはならない。そういうプライドを持って今後対応していただきますように、切にお願い申し上げます。これにつきましてはいかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

事務局。

○議会事務局長（穴澤昭和） ただいまの伊場委員からの話ですけれども、議案の整合というか、今回間違ったということについてなんですけれども、この場合には取扱いとしては、まずそういった状況が生じた場合には、議長または議会運営会等の了承を得て行う例となっておりましたので、本会議が休憩後に議長のほうに申入れをして、その了承を得て全員協議会でそういった報告をしております。流れ的にはそういった形を取り扱ったということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） それでは、私のほうから議案のミスにつきまして、再度ご回答申し上げます。

また重ね重ねになって本当に申し訳ないんでございますけれども、議案を作成した時点、また議案を提出する時点、その都度その都度本当に何度も何度もチェックのほうをかけた、今後このようなことが二度と起こりませんように注意していきたいと思っておりますので、本当にこのたびは申し訳ございませんでした。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 大変ありがとうございました。

なお、事務局長におかれましては、間違えた際のどういう流れでもって最終的に訂正するのかということを確認いただきまして、併せて理解させていただきました。ありがとうございました。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について補足説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） それでは、議案第7号、専決処分の承認についてのうち、社会福祉課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書7ページ目をお開きください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億3,509万6,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業に係る国の補助金で、補助率は10分の10、本事業の全額が賄われる予定でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄1の住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の事業費は1億3,509万6,000円となります。

本事業の概要ですが、これは国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の事業で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、真に生活に困っている方々への強化支援策として、令和4年度新たに住民税が非課税となった世帯に対して、1世帯当たり10万円を給付するものであります。

歳出の主なものです。

1 報酬68万円ですが、申請受付やデータ入力、通知の発送作業などを行っていただくパートタイム会計年度任用職員の報酬となります。

11 役務費59万9,000円のうち、通信運搬費44万3,000円は、給付対象者への確認書や支給決定通知書の送付、また確認書等郵送提出に係る郵送料で、手数料の15万6,000円は、給付金の口座振込手数料となります。

12 委託料379万5,000円は電算業務委託料で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システムの改修等業務に係る委託料です。主な内容は、臨時特別給付金システムの改修とサポート支援となります。

9 ページをお願いいたします。

19 扶助費 1 億3,000万円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金となります。給付金の対象者でございますが、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税である世帯で、既に本給付金の支給を受けた世帯を除く1,300世帯を見込んでおります。

なお、本事業については、7月上旬に対象となる世帯に対しプッシュ型で確認書の送付を行い、順次支給を行っていく予定であります。

以上で議案第7号社会福祉課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 着座にて失礼いたします。

議案第7号、専決処分の承認について、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

令和4年度旭市一般会計補正予算（第1号）の7ページをお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金9,490万4,000円は、この後歳出でご説明いたします子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る費用の全額を国が負担するものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項8目電子計算費の説明欄1の電算システム運用事業240万2,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するためのシステム改修費用になります。

9ページをお願いいたします。

3款3項1目児童福祉総務費、説明欄1の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業9,250万2,000円は、国による原油価格・物価高騰等総合緊急支援として、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し給付金

を支給するものでございます。給付金額は、児童1人当たり5万円で、支給対象児童はゼロ歳から18歳に到達する年度末までで、障害のある児童は二十歳未満までとなります。

具体的には、低所得のひとり親世帯分といたしまして、令和4年4月分の児童扶養手当受給者、公的年金等を受給しているため児童扶養手当の支給が停止されている方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準まで下がった方となります。

低所得のひとり親世帯以外の分といたしましては、令和4年4月分の児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者や、高校生のみを養育している方で、それぞれが令和4年度分の住民税均等割が非課税となる方です。そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変した方で、住民税均等割非課税の方と同水準まで下がった方となります。

主な歳出といたしまして、18節負担金補助及び交付金8,750万円は、10ページをお願いいたします。子育て世帯生活支援特別給付金で、対象児童数を1,750人と見込みました。内訳につきましては、ひとり親世帯分の対象児童を800人、ひとり親世帯以外分の対象児童を950人と見込んだものです。

なお、国の本給付金支給要領において、令和4年4月分の児童扶養手当受給者に係る支給については、申請なしのプッシュ型により可能な限り令和4年6月中に支給することと明記されていることから、専決処分にて対応させていただき、今月27日に支出予定でございます。そのほかの支給対象者についても、可能な限り速やかに支給をまいります。

以上で議案第7号子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

議案審査は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第7号について質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 何点か教えてください。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係るシステム改修が総務費のほうに載っていると思うんですけれども、住民税非課税世帯等臨時特別給付金のシステム改修は社会福祉総務費のほうに含まれているのに、こちらは総務費に入っている理由を教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） システム改修につきましては、今回の給付金は、児童手当、児童扶養手当などのシステムを基に改修をしているものでございます。これら住民情報系システムにつきましては当初から総務費で予算計上されていることから、今回も同様に総務費にて予算計上しているものでございます。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の中で、報酬が307万7,000円とあるんですが、住民税非課税世帯の給付金のほうが68万円ということで、4.5倍ほどこちらのほうが大きくかかると思うんですけれども、作業される方の人数ですとか申請の期間もまた違うとは思いますが、307万7,000円かかる理由を教えてください。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 報酬の内訳といたしましては、2名の採用をしております。この方につきましては、月曜から金曜まで週5日の勤務となっております。採用期間につきましても、この給付金は2月28日を締切としておりますが、その後の支払処理は3月まで続きますので、3月末までを想定して採用しているものでございます。そのため金額が多くなっております。社会福祉課のほうは、月曜から金曜の勤務ではないと聞いております。以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） では、社会福祉課のほうで採用されている住民税非課税世帯等臨時給付金の報酬68万円のほうの状況も教えてください。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 住民税非課税世帯給付金のほうの報酬68万円ですが、現在令和3年度の給付金もやっぴまして、今度並行でやることになるんですが、4年度の分が行う

ということで期間が若干延びる、また作業が増えるということで、その分の補充ということで2名分を約3か月ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。

そうしましたら、個別申請が必要なケースがもしあれば教えていただきたいんですけども、住民税非課税世帯のほうと子育て世帯生活支援、両方のケースで個別で申請が必要なケースを教えてください。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 基本的にはプッシュ型の確認書を送るような形なんですけれども、例えば1月1日以降に本市に転入して税の情報が分からない方、または世帯の中で未申告の方がいらっしゃる場合、そういった場合は申請が必要になります。あと、非課税給付金のほかに家計急変世帯というメニューがあります。それはコロナの影響で1か月の収入ががたん落ちてしまった。そういう場合には、その掛ける12で、非課税相当になった場合には申請をすることで対象となると、その分も申請が必要ということになります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 先ほども少しご説明させていただいたところでございますが、ひとり親世帯につきましては、令和4年4月分の児童扶養手当の方はプッシュ型で給付をしてまいります。そのほか、公的年金等を受給しているために児童扶養手当の支給が停止された方、そのほか新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方につきましては申請が必要となります。また、低所得のひとり親世帯以外につきましては、児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者につきましてはプッシュ型で申請してまいります。そのほか、児童手当は中学生までですので、高校生のみを養育している方、そのほか家計急変の方は申請が必要となっているところでございます。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。子育て世帯生活支援特別給付金のほうで、ホームページを見ると本年度生まれたお子さんを養育している方も対象に入っていると思うんですけども、それも含まれていますか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質問に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 申し訳ございません。ひとり親世帯以外分といたしまして、新規にお子さんが生まれた児童に対しても給付はしてまいります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） では、申請の期限が2月28日になっているんですけども、本年度生まれたお子さんということは、来年3月末までのお子さんが対象ということでよろしいですか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 2月28日出生分までを申請でお受けすることになっております。また、2月28日に生まれたお子さんは、その日に申請というのは無理ですので、その都度柔軟に受付はさせていただきます。最終的な締切りは3月末を予定しているところがございます。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。本年度生まれたお子さんをとということだったので、もしかしたら3月にお生まれになった方に対しては誤解が生まれるのかなと思って、後々の周知の方法、ちょっと工夫していただきたいなと思います。

そうしましたら、個別の申請が必要な方に対して、どのように個別周知されているかお尋ねします。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 周知の方法といたしましては、ホームページ、そのほか広報となります。児童手当の関係ですけれども、児童手当受給者、その児童手当や特別児童扶養手当はプッシュ型で支給するんですけれども、その児童手当受給者の中に高校生の子どもと一緒に住基の中でいらっしゃるようですと、そちらも申請なしで支給のほうはしてまいります。そこから漏れた方、そういう方に対しては、今後勧奨の通知のほうを発出してまいりたいと考えております。

○委員長（宮内 保） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 住民税非課税世帯のほうですが、やはり子育て給付と同じように市の広報、ホームページ、そのほか家計急変世帯等に対しては、社会福祉協議会の特例貸

付の相談窓口とか生活困窮者自立相談の窓口、また社会福祉課の例えば生活保護の申請の窓口など、そういったところでも制度の案内をさせていただいております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 崎山委員。

○委員（崎山華英） 分かりました。ありがとうございます。

子育ての支援給付金のほうなんですけれども、2月末までに生まれたお子さんが対象ということで、3月末までじゃなくて2月末までというのは国のほうで決められている期限という条件なんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 国のほうの制度として2月28日となっているところです。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 国庫負担金100%の事業についてちょっとお伺いしたいんですけれども、こういった報酬とか外部委託料などの基準というか、上限とかそういった決まり事はあるんでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 基本的にこれら事業に関わるものについては、ちょっと今補助金の資料がないのではっきり言えませんが、全額賄えるということで理解しております。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） では、職員が直接やるより外部委託したほうがお得ということでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（椎名 隆） 今、外部委託という話がありました。子育てのほうも一緒だと思うんですけれども、市の職員が何もやらないというわけではございません。基本的には事務は行います。その上で、例えば相談窓口は常時開設しておりますので、そちらの受付相談とか入力作業とかそういったものが、どうしても職員ですと通常業務が、一日そこに立ってられませんので、そういったものの補充といいますか手助け、そういった形でお願いして



おります。ですので、職員とその足りない分を外部の会計年度任用職員の皆さんにお願いしたりとかいう形で対応しております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） では、足りない分の人材を外部委託というか、会計年度職員にお願いするという形だと思うんですけども、電算業務委託というのが必ずかかってくるんですけども、それを自前で多少用意するとかいうのも可能なんではないでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） システム改修につきましては、もともとの、先ほども申し上げました児童手当ですとか児童扶養手当のシステムが住民情報系のシステムとして市のほうで契約している委託業者のほうになります。そういう精通しているという部分で、職員が細かいところまでというよりは、業者委託した方に細かな作業をしていただくというのがよろしいかと考えております。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ありがとうございます。よく分かりました。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 1点教えてください。長の専決処分、自治法の179条、今回は国庫補助金2億3,000万円についての議会の承認を求めるものというふうに理解しておりますけれども、これにつきましても、長の専決処分における金額の上限はございますでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） また上限のお話ということでございますけれども、専決のほうの上限はございません。専決もすべきものであれば上限はございません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 国、県並びに市の条例に関しても、法的には上限はなしというふうに理解してよろしゅうございますか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（山崎剛成） 専決処分という条件の中で、金額のほうにつきましては、上限はございません。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 子育て世帯生活支援特別給付金、こちらの対象が課長のご答弁で1,750人ということだったんですけれども、対象外の人数を教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 本給付金の対象見込児童は1,750名なんですが、令和4年4月1日現在の18歳以下の住基人口は9,245人でございます。そうしますと、18.9%が今回の該当者に当たるかと考えております。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） こういう給付金に関して、特に子育て世帯とかは、何でうちがもらえないのかとか、そういうのが必ず毎回上がってくると思うんです、もらえない方から。そういったご意見とかクレームとかいうのはどれぐらいあるものなのか、あとどういう内容なのかちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 電話での問合せが4件から5件あったと聞いております。内容といたしましては、自分もそんなに生活が楽なほうではないのに、なぜもらえないのかというような内容がほとんどでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） それに対して、どういうお答えをしていらっしゃるんですか。

といいますのは、何でもこういうことを聞くかといいますと、先日、ご存じかと思うんですけれども、明石市長が国会招致されて、参議院のほうでしたか、子育て支援に対して国のほうが本腰入っていないというのを強く言われたんですよ。それを私も、とある方からビデオを教えてもらって、見て確かになと、一番いけないのは、こういう対象があるのと対象外の

人をつくることだと、私はあの市長の話で思ったんですけれども、要するに所得によって、所得制限がかかってもらえない人が出てくる。それが本当に子育て支援になるのかということをおっしゃっていたんですけれども、旭市におきましては、今回市長が、ストップ少子化大作戦というすごいスローガンを上げて少子化対策に取り組もうとしていらっしゃるんじゃないですか。そこで、こういうふうに給付金もらえる人18.9%という、これだと何でという不満が絶対あると思うんです、子育て世帯に。そのあたりで、こういうことのご検討みたいなのがあったかどうか。明石市に関しましては、所得制限というものを全て取り払っているというふうに市長はおっしゃっていましたので、そのあたりの考え方、検討があったかどうか。国で出してもらえない分だったら市で補填するとか、そういうような考え方があったかどうか、検討がなされたかどうか教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（多田英子） 今回の給付金につきましては、現在の給付金で実施してまいりたいと考えております。国のほうでは、真に生活に困っている国民への支援措置の強化ということで進めている給付金でございます、市のほうもそちらにのっとり今回の給付金を実施してまいります。

そのほかの検討がなかったというお話ですが、やはりこちらでも非課税のはざまといえますかぎりぎりの方、そういう方もいらっしゃるということは承知しておりまして、この給付金のほかの自治体でも上乘せというような形を取っている自治体があるのも存じております。ただ、市としましては、今はこの給付金を、少しでも早く低所得の方々にお届けしたいと考えているところでございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ストップ少子化大作戦ですから、そのあたりの本当に少子化を止めるにはどうしたらいいかというときに、こういう給付金に対しての取組なんかもちよっと変わってくるんじゃないかと思うわけです。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質疑ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

以上で付託議案について質疑は終わりました。

---

議案の採決

○委員長（宮内 保） これより討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第3号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

所管事項の報告

○委員長（宮内 保） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） 健康づくり課より、新型コロナワクチン接種状況と4回目接種についてご報告いたします。

お手元の配付の資料をご覧ください。

初めに、1、コロナワクチン接種状況です。

(1) は全人口に対する接種状況です。6月11日現在、接種人数は1回目が5万5,458人、2回目が5万4,887人、3回目が4万4,965人で、全人口6万4,384人に対する接種割合については記載のとおりでございます。

次に、(2) 12歳以上の対象者に対する接種状況でございます。12歳から64歳と65歳以上に区分しております。おのおの接種人数、割合については記載のとおりでございます。

次に、(3) 小児5歳から11歳の対象者に対する接種状況でございます。6月11日現在、接種人数は1回目が1,531人、2回目が1,235人で、5歳から11歳の人口3,420人に対する接種割合については記載のとおりでございます。

12歳以上の3回目の集団接種及び5歳から11歳の小児の集団接種につきましては、6月30日をもって終了いたします。7月以降につきましては、12歳以上が3医療機関、小児につきましては2医療機関で個別接種となります。

次に、感染状況でございます。

(1) 感染者数・療養内訳は、県からの情報提供であります。6月9日現在、感染者数・療養内訳は記載のとおりでございます。

続いて、次のページをお願いいたします。

4回目のワクチン集団接種についてご説明いたします。

対象者は、60歳以上の方と18歳以上60歳未満で、国が示す基礎疾患を有する者及び重症化リスクが高いと医師が認める者であります。

4月30日までに3回接種を完了している60歳以上の方2万1,572人に接種券と申込みはがきを6月6日に送付しており、現在申込みを受け付けているところでございます。

18歳以上60歳未満の基礎疾患等を有する方については、4月30日までに3回接種を完了している方全員に案内通知と申込みはがきを6月下旬に送付する予定です。該当する方に申し込んでいただき、接種券と予約票を送付します。

接種間隔は3回目接種から5か月以上となっており、接種開始日は7月20日水曜日からで、終了日は現在国の定める接種期間の9月30日を予定しております。

会場及び1日当たりの接種予定ですが、総合体育館は7月20日から8月6日まで1日最大700人を予定しております。海上庁舎は8月17日から9月30日まで1日最大400人を予定しております。ワクチンはファイザー社製及びモデルナ社製を使用いたします。

健康づくり課からは以上でございます。

○委員長（宮内 保） 担当課の説明は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 4回目のワクチン接種から武田社製が加わるということですがけれども、こちらに関しての安全性とかそういうデータとか、あとはファイザー、武田／モデルナの割合など、もし分かることがあれば教えてください。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

健康づくり課長。

○健康づくり課長（齊藤孝一） すみません、ワクチンのほうですけれども、ファイザー社製ワクチンと武田／モデルナ社製ワクチン、従前のワクチンです。それで、ワクチンの配分割合ですけれども、やはり一応モデルナのほうが多く割当てはいただいております。

以上になります。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） もう一点、今度海上庁舎に8月17日から会場が移動するということですがけれども、今までどおりタクシーの補助など会場まで行く何らかの配慮はあるのでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 4回目の接種のタクシーの利用助成ということでのご質問でございます。

高齢者福祉課のほうで今回4回目のタクシーの利用助成は行います。3回目接種をしたときにタクシーを利用した方については、明日タクシー券のほうを送付する予定でございます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） では、申請せずにこちらからタクシー券を渡すという形でもよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（赤谷浩巳） 3回目接種のときにタクシー券をご利用された方には、申請なくしてタクシー券のほうを直接送付したいと思います。それと、3回目接種の際に申請された方で、タクシー券をご利用されていない方につきましては、もう一度申請書をこちらのほうでお送りする予定です。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかに質問ありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

---

#### 請願の審査

○委員長（宮内 保） 次に、請願の審査を行います。

請願第1号、請願第2号の関係課以外は退席してください。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時42分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る6月13日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願の3件であります。

初めに、請願第1号について審査に入ります。

紹介議員であります伊場哲也議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、説明させていただきます。よろしく願いいたします。

委員長、説明に際してスケッチブックを使用してよろしいか、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 結構です。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、説明させていただきます。

日本人の3大義務、皆様ご存じですよ。このたびは請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係21団体の紹介議員ということでご説明をさせていただきます。

初めに、義務教育費国庫負担制度でございますけれども、これは皆様方がご存じのとおり、憲法第26条、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と同時に、第2項には、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。」、あわせて「義務教育は、これを無償とする。」という第26条、教育を受ける権利、教育の義務、義務教育の無償、これが憲法第26条にうたわれているわけです。これを、この理念を実現するために義務教育費国庫負担制度というこの仕組みは、義務教育である小学校、中学校の教職員の給与を国のほうで3分の1負担する。そういう制度、仕組みでございます。ここまでよろしいでしょうか。

要は先生方の給料を国が3分の1負担するよ、では3分の2はどこが負担するかという問題なんです。お分かりですよ。地方自治体が負担するということです。旭市は負担しませんよ、県が負担するんです。したがって、県の財政が苦しくなってしまうと、これは教職員の給与は下げざるを得ないというとんでもないことになってしまいますので、憲法第26条の理念を実現するために、義務教育費の国庫負担制度を固く固く守っていただきたいと、堅持していただきたいと、この請願でございます、第1本目は。

今ご説明させていただきましたように、地方公共団体の財政、これを圧迫することなく、全国の子どもたちに一定水準の義務教育、これを保障するための義務教育費国庫負担制度、この堅持につきましての請願、ご承認をよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、配られている請願文書表、これをもう既にお読みになっていると思いますので、私のほうで補足的な説明をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願でございます。



こちらは千葉県市町村教育委員会連絡協議会、千葉県教育長協議会、千葉県PTA連絡協議会、千葉県小学校長会・中学校長会のほか、千葉県の教育界を代表する21団体でつくる子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会の会長名で採択を求められたものでございます。会長は市原市教育委員会教育長職務代理者です。

未来を担う子どもたちの健全育成に重要な役割を担う学校教育を充実させるためには、教職員の安定した確保は欠くことのできないものです。その財源措置として、教職員の給与費の3分の1を国が負担する義務教育費国庫負担制度がありますが、この負担割合も恒常的な措置ではなく、制度そのものが廃止される可能性もあります。さらに、事務職員、学校栄養職員の国庫負担をなくし、一般財源化を模索する情報も聞かれています。

全国どこでも公教育を同じ水準で受けることができる重要な基盤が、この義務教育費国庫負担制度であると考えます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 今、伊場委員に私も賛成なんですけれども、何か毎年同じようなのが出てきて、採択採択という形になっているかと思うんですけれども、この請願に対しては毎年度ごとに行わなければならないものなのか、ちょっと分からないのでお聞きいたします。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 片桐委員おっしゃるように、毎年同じ内容で提出しているものでございます。毎年することによって、それだけ現場の声があるということをお伝えしたいということだと思います。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） 分かりました。私、年度ごとに変わるので、請願を毎年毎年出し続けるのかなと安易に考えていたんですけれども、そういった個々の意見が毎年あるよというのを伝えるための請願ということですね。じゃ、私は賛成です。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） 片桐委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。

伊場委員。

○紹介議員（伊場哲也） 片桐委員、答弁させていただきます。

私も今回、本請願1本、2本、紹介議員初めてなんです。したがって、過去はどうだったんだと事務局長に問合せさせていただきました。平成17年度以降、毎年請願行われているそうです。毎年です。何とかならないものですかね、これが私の率直な意見なんです。

じゃ、なぜ今年度ということになりますけれども、今教育総務課長が答弁されたように、やはり言い続けないと国の予算、かつては2分の1国庫負担して下さっていた時代もあったんですよ。2005年だ、2006年だなんていろいろ言われていますけれども、三位一体改革、いわゆる国の制度改革に伴って2分1、これが3分の1、大変なことですよ。だもんで、これ以上削りなさんなよという声を、これは千葉県だけではなくて各都道府県、国に請願をしている。そういう状況なもので、今年度も同様に請願承認を求めるというためでございます。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質問ありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、若干聞かせてください。

この趣旨自体には大賛成でございます。こういう請願を出すことには賛成なんですけれども、ご説明の中で制度そのものが廃止になるおそれがあるのではということ、つまり国庫が現在は3分1負担しているものが、なくなるという、そういう危惧に対しての請願なんではないか。

それともう一つ、かつて半分のときがあって、そして請願は毎年平成17年度以降出し続けているということだったんですけれども、この国庫が半分持っていた時期というんですか、それと平成17年度、そこから請願が出始めたというその関連をちょっと教えてください。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。

伊場委員。

○紹介議員（伊場哲也） まず、最初の質問、いわゆる仕組み、制度なもので、先ほど言いましたように2分の1から3分の1に、簡単な言葉で言うと削られた。そういうこともあり得るのでということでございます。ですから、最悪、現実的ではないとは思いますが、いや、国で持たないぞとなったら県で持つしかないという、そういう結論、だからそれは困るよと。逆にいいですよ、そういうことはないと思いますが、あり得るということ

す。これが1点目。

2点目、平成17年度以降毎年請願、これにつきましては、先ほど言いましたように、私自身は過去の経緯、経過がよく分かりませんでしたので、事務局長にお問合せさせていただいたという現況もございますので、2分の1から3分の1になったそのときの請願内容はどうかであったのか、あるいは平成17年度以前はどうだったのかについてはよく分かりませんので、申し訳ないですけれども、戸村委員、これにつきましては過去の議事録等々を調べていただいて、事務局、局長に問合せいただければというふうに私は個人的に思います。これは私の答弁でございます。

教育総務課長、代わってお願いします。

○委員長（宮内 保） 教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 請願が平成17年からということなのですが、恐らく市町村合併して、新旭市になったのが平成17年ですので、そこまで調べて平成17年からだったということだったと思われま。合併前の各市町でも同じような請願をされていたのではないかなと推測されます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 何でこれ聞いたかと申しますと、毎年出されているということで、制度そのものが廃止されることに対する危機感というか、廃止しないでほしいということでの請願ということなんですけれども、平成17年度以降毎年出されていて、この請願の効果というんですか、効力というんですか、何か今まで全く何もないのにずっと出し続けていたということなのか、あるいはこういう請願を出すことで3分の1にとどまっているんだということなのか、その辺お考えを、課長のほうでありましたらお願いします。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） この請願の効果でございますが、旭市だけじゃなくほぼ全国的にこのような請願を出されているものだと思います。そういった声を受けて、3分の1今負担しているものを減らしていないというものは、声を受けてという部分も多少なりあるかなと思われま。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。そうしたらやっぱり毎年出し続けなきゃいけないですね、これは。というふうに私は思いました。ありがとうございます。

○委員長（宮内 保） ほかに質問はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません。制度的なことを聞きたいんですけども、私の今までの経験と認識で、この委員会に付託された請願を、委員会に所属する委員が紹介議員になれるというのがちょっと不思議だったんです。と申しますのも、今見ていただくと分かるんですけども、審議する場に紹介議員がいないわけです。これが制度として成り立つのかなというのがとても不思議です。やっぱり審議する側じゃなく紹介議員だと、もちろんそこに思い入れも当然のことながらありますし、この請願を通したいという気持ちを持って紹介議員になられているわけですから、これが実は私は初めてだったもんですから、この制度的なことをちょっとお聞きしたいです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 紹介議員の取扱いですけども、これは所管に所属していても問題はありません。一応この紹介議員になる方というのは、今回請願の内容に賛成というか、賛意を表する者でなければ、まず紹介議員にはなれませんので、そういった形でなることはできます。

○委員長（宮内 保） ほかに質問ありませんか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） これは質問ではないのですが、戸村委員、ただいま事務局長から補足の説明がございました。したがって、規則的に私が本請願の紹介議員であることについては差し支えないということをご理解いただきました。あわせて、議員の中で教育問題について、大変僭越ではございますけれども、私より詳しい方いらっしゃいますか。それはいるかもしれませんが、申し訳ないのですが、そういうことでございます。以上です。

○委員長（宮内 保） あとは特にないようですので、続いて請願第2号について、紹介議員であります伊場哲也議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、引き続き請願第2号、国における2023年度、すなわち来年度の教育予算拡充に関する意見書でございます。採択に関する請願、ひとつよろしく採択

をお願いいたします。

本会議でも話題になりましたように、教育予算充当が非常に厳しいと、まして拡充となりますと非常に大変である等々から、特に施設の設備改修工事、トイレ、空調機、教室等々の改修工事に伴って非常に予算がかかるものでございますので、教育諸課題等々に改善するための教育予算拡充を切にお願いしたい。そういうことでございます。

これも言うまでもなく再三議論、討論、話題に上げられておりますけれども、特に旭市内に限ってもそうですけれども、児童・生徒、子どもたちの未来、そのために市政として、市議として何をやるかということが話題になっていると思いますけれども、教育においても心豊かな健全育成、これを切に願う、そういう立場から教育予算充実、拡充に伴っての請願を提出させていただいたと、そういうことでございます。

令和4年旭市議会第2回定例会請願文書表第2号、ここの巻末のほうに1番から8番まで8項目ございますので、これを読んで紹介議員の請願内容の説明とさせていただきます。

1つ、災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分図ること。

2つ、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。

6、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設設備費を充実すること。

7、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

最後、8点目でございます。GIGAスクール構想に伴うICT環境の整備促進のために財政措置を講ずること。

以上8項目を読み、今言いましたように、第2号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、説明をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 伊場哲也議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（向後 稔） 請願第2号は、請願第1号と同一の団体からのものです。

少人数できめ細やかな指導の確立に向け、学校職員の定数を改善することは児童・生徒の学力向上に直接結びつくことです。また、現在の経済状況等を考えると、保護者の教育費負担軽減のために取り組み、また就学援助や奨学金事業に関する予算の拡充を求めることは非常に重要なことと考えます。特に義務教育教科書無償制度は、憲法で教育を受ける権利がひとしく保障されていることから維持していかねばならない制度です。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う影響を考慮すると、児童・生徒の心身面のケアやGIGAスクール端末を活用した学習面への支援も非常に大切なことと考えます。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

なお、時間が大分経過しておりますけれども、請願第3号まで引き続き行いたいと思います。どうかよろしくご協力のほうをお願いいたします。

それでは、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） よろしいですか。

特にないようですので、ここで担当課の入替えを行いたいと思います。

執行部は退席してください。大変ご苦勞さまでした。

しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 5分

再開 午後 零時 6分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、請願第3号について、紹介議員であります松木源太郎議員より説明をお願いいたします。

○紹介議員（松木源太郎） 紹介議員の松木源太郎です。よろしく申し上げます。

皆さん方にお配りされている、一番最後に写真が回ったんで、ちょっとそれは見ないでいただいて、請願文書表を詳しく読みます。というのは、請願者ご本人がエコテックの最終処分場反対闘争のときに海上町の町会議長をやってしまして、その方がどうしても今回請願を出したいということだったので、その意のあるところを酌んでいただきたいと思ひまして、請願の要旨というところを読みます。

(株) エコテック最終処分場については、昭和63年仲葉都市開発が設置申請をして以来、社名を株式会社エコテックと変更し現在に至っています。この申請については、旧海上町始まって以来の大変な出来事であり、町の唯一の産業である農畜産業が風評被害によって壊滅的な打撃を受けるであろうとの町民の声を受け、町議会が中心となり、区長会をはじめとする町内24団体による最終処分場設置反対同盟を組織し、区長会を通じて町内全世帯より反対運動資金カンパ及び町内有志各位の物心両面の支援を賜りながら、反対運動を展開してきたところであります。

また、この運動は、県内はもとより全国各地で産廃処分場建設に苦慮している自治体に大きな勇気を与えてきました。その運動期間中に反対同盟は、処分場設置反対町民総決起大会、県庁に向けての設置反対駅伝、設置に関する住民投票条例の可決及び住民投票の実施、投票率が87.3%、うち設置反対97.5%と、町内一丸となって反対の意思表示及び県、対厚生省、現厚生労働省ですが、交渉を数十回にわたって重ねてきたところであります。

しかるに、千葉県当局はこのような住民の意思表示を顧みず、最終処分場設置許可をしました。長い年月の反対運動の中では、議員間に意見の相違が生じて反対運動が停滞し、その中で町民有志による処分場設置反対東総住民連絡会が発足し、千葉地方裁判所に県の許可取消しの訴えを起し、結果は県が十分な調査を行っていないことを理由として、県の許可取消しの判決を下しました。しかるに、県はこれらを不服として東京高等裁判所に控訴しましたが、同高裁は、県は廃棄物処理法を誤って解釈し、産廃業者に環境影響調査を実施させておらず、その手続に重大な欠陥があると、再度県の敗訴の判決を下しました。

私たちは、二度にわたる司法の判断は非常に重いもので、森田、本名鈴木ですけれども、森田知事にこれをもって終止符とするよう要請しましたが、事もあろうに県は最高裁判所に上告したものの、平成22年9月9日、最高裁判所第一小法廷、白木勇裁判長は県の上告を退けることを決定し、これにより一、二審判決が確定し、県の全面敗訴は全国に知れ渡り、産廃業者との対応に苦慮している多くの自治体に新判例として希望を与えたのでした。

私たちは、三審制の日本での最高裁判決は最終的なものと信じていましたが、県は最高裁

判決により業者の許可証を返還させたものの、業者からの申請書は現在も有効であり、地裁、高裁で指摘された申請書について、今後業者を指導し、あくまでも許可を与える姿勢を取っています。

一方、業者は、最高裁判決について、行政不服審査法に基づき平成25年1月25日付で審査を申し入れており、当初申請より三十数年、沼田、堂本、森田の3知事の姿勢には、顧問弁護士等、県民の税金を使い県民を苦しめる結果をもたらしている現状に、私たちは言葉にはできない大きな不満を持っています。

企業資産も全くなく、現在まで何の工事实績もない企業がこのような大事業を行えば、どこかで破綻することは必至です。そうなれば、ダイオキシン等による悪影響や民間施設としての関東地方にはない施設ができることによる風評被害等は、県下1位を誇る旭市の農産物に決定的なダメージを与えることは必至と考えられます。

また、福島第一原発事故が発生した膨大な量の放射性汚染土が巨大なフレコンバッグに詰められ、行き場のない状態で福島県内に保管されていますが、将来これらの汚染土は県外に出すという方針になっています。私たちが問題視している地元の巨大産廃施設用地が、これらの放射性汚染土の最終処分場になりかねないという危惧も考えられます。業界等からすれば願ってもない候補地になり得るでしょう。もしこのような事態になれば、旭市及び周辺自治体へもたらす悪影響は、風評だけでも膨大なものが想像できます。

これらの将来の問題を的確に捉え、緑豊かな郷土を守り、子や孫の将来世代に負の資産を引き継がせないため、(株)エコテック産業廃棄物処分場設置について、最高裁判所の判決に従い、誠実にこれらを履行し、同最終処分場設置計画を完全に廃棄することを求める意見書を千葉県、環境大臣宛てに提出していただきたく、地方自治法第124条の規定により請願書を提出いたします。

なお、本件につきましては、平成17年1市3町合併時の議会において、処分場反対の請願が圧倒的多数で採択されたことを申し添えます。また、令和2年9月にも、これらと同じような内容の意見書が請願されて、採択されております。

今回、私がどうしてもという江波戸邦夫さんの意向を受けて請願の紹介者になりましたが、実はここに出版されております「行政関係事件訴訟」という本を私も手に入れまして、調べましたら、千葉県はまだ業者に対していろんな指導をしているんです。今の状態を、後で写真説明しますけれども、今の状態は林地をエコテックが開発の中止をしていますけれども、所有者はエコテックなんです。そうすると、2か月か3か月に一遍、エコテックは県に対し



て、林地をどういうふうに行っているかという毎回報告を、年何回か出しているわけ。一時、4年ないし5年出さなかった時期があつて、これでは駄目だということで出さないという指導まで県はしているわけです。

こういう状態が続いていると、結局、杞憂であればいいですけども、皆さん方、今日お示した写真がございますね。それと前に皆さん方にお配りした見取図がありましたね、大きいやつ、これで合わせていただくと分かるんですが、先日私もこの入り口のところに行つてまいりました。今は木が茂ってほとんど見えません。しかし、これは数年前の写真でして、ちょうど小南という小字が書いてあります。ここは東庄町です。それから、下のほうに松ヶ谷と書いてある、ここが旭市です。この道路が通っていますけれども、道路の右側が銚子市です。そうすると、ちょうど皆さん方に前にお配りしてあったのと合うと思うんです。その膨大な地域が、このように農地のすぐそばに今あるわけです。このことを考えますと、ぜひ千葉県や環境省に対して、ここをどうしても許可をしないようにという、そういう請願を出していただきたい。そういう趣旨でもって私は紹介者になりました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 松木源太郎議員の説明は終わりました。

続いて、担当課より参考意見がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（高根浩司） それでは、まず着座にて失礼いたします。

（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願書につきまして、参考意見ということで申し上げます。

設置申請の経緯等につきましては、ただいま松木源太郎議員よりご説明がありました。

私のほうからは、最終処分場の設置予定であった場所と施設の規模及び施設周辺の現状等についてご説明いたします。

まず、最終処分場の設置予定地、計画予定地であった場所ですが、この地図にもありますように、旧海上町の松ヶ谷地区の一番東庄寄りの場所でございます。旭市のほかに銚子市地先及び東庄町地先にまたがる場所がございます。

設置しようとしていた施設の規模でございますが、この処分場の面積は全体で6万2,196平方メートル、埋立ての面積が4万7,854平方メートルで、その埋立容量は74万2,838立方メートルでございます。この埋立容量で申し上げますと、旭市の最終処分場でありますグリーンパーク、こちら16万8,400立方メートルの容量があるんですが、その約4.4倍の規模にな

ります。

現在の現場の状況でございますが、計画地の周囲は鉄製のフェンス、矢板で囲われておりまして、そのフェンスの内側ですけれども、先ほど松木議員からもお話がありました、草木や竹が生い茂った状態で、隙間から中をのぞいても何も見えない状況でございます。計画地の周辺は畑、山林になっておりまして、すぐ隣接する畑では現在も作付、耕作がされているような状況でございます。

またエコテックの現場事務所の入口は現在門扉が閉ざされておりまして、その進入路及び事務所周辺も草木に覆われていまして、これもここ数年は人や車両が出入りしたような、そのような形跡はないように思われます。

以上のような状況ではございますが、この産業廃棄物の最終処分場の設置許可につきましては、千葉県に許可権限がございます。市といたしましては、旧海上町の住民投票による反対の意思表示、また住民投票の重みということを十分考慮しまして、今後の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） ありがとうございます。

ただいま担当課から参考意見がございましたが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 私いっぱいあるんですよ。私が質疑していると2時間ぐらいかかりますよ。よろしいですか。

それでは質疑1、膨大な資料を用意してくださったんですよ。私全部目を通しました。書かれている新聞記事ですとか、報道で出された内容に全て目を通して、自分なりに自問自答して分からないので質疑させていただくんですけども、松木議員からいただきました2枚目、こちらのほうでよろしいですか。2枚目に、千葉県当局は、このような住民の意思表示を省みず最終処分場設置許可をしました。県当局が許可したのは何で、申請があったからでしょうけれども、なぜ県当局はこれだけ住民が反対しているにもかかわらず許可したのかというのが1点目。

その後、2点目、千葉地裁で県の許可取消しの判決を下したんでしょう。それが東京高等裁判所に控訴して、結論はどうなったか。県は廃棄物処理法を誤って解釈し、業者に環境悪影響を実施させておらず、その手続に重大な欠陥があると、再度県の敗訴の判決を下したに

もかかわらず、これ新聞報道等を読みますと1988年からですか。1999年だの2000年だの2001年で、もう二十数年たって、何でこんなに時間かかるものなのかなど。何で今さら、今まで何やっていたんだと、やっていないわけじゃないと思うんです。

傍聴席に、当時相当苦勞されたであろう江波戸邦夫氏がいらっしゃいますので、話を十分理解させていただいた上で、この請願に対して、新たに知事も代わっておりますし、当時の様子を見ますと沼田県政の時代、これだけ海上町の住民が夢中になって建設反対をしたにもかかわらず、何で今もって解決しないんだらうと不思議で不思議でなりません。でも、よくよく見ると、もしかしたら反対運動にも欠陥があったのではないかというふうに思うんですよ。次の質疑、この点ね。

県は環境対策の指導は十分法的にも技術的にもクリアしているとして、建設許可の方針を固め、県有地の譲渡も視野に手続を進めていると。着々と、産廃問題を解決するためにきちんと捨てる場所があればこの問題は解決できるよという沼田武当時の県知事の一点張りというか、そういう考え方なんですよね。今現在に至るまでどうして解決できないのかというか、何かここがもつれの最大原因ではないかなという伊場哲也の質疑の4点目になりましょうか。

設置許可申請に、指導要綱に基づいて3市町と事前協議するよう県が指示した。3市町から未調整事項があるとの回答ではあったんだけど、銚子と東庄は調整済みと受け取られるような文書で回答が県にあったと。海上町も穴澤清町長が来庁し、口頭で公害防止協定締結の取扱いは白紙と説明があり、指示事項を撤回したものと判断したがために、事前協議は終了したと、そんなようないきさつから今現在に至っているのではないかなど、伊場哲也は自分なりにこの膨大な資料、新聞記事等々を読みながら、やはり事前協議はもう終了したよということで何も問題なかったというふうにして、この問題を終わらせようという、そんなような内容が読み取れたのです。

後半の質疑ごちゃごちゃになっちゃいますので、ここで止めますけれども、整理しますと、なぜ地裁がそういう判決を下したにもかかわらず、県は控訴し、そして最終的に高裁で差し止めた。業者には許可証が返還されたんですよ。ただ、業者の申請書は現在、申請というのはあくまでもやらせてくれという申請書で、許可証は返還されたわけだから、事業は進まないというふうに思うんですけれども、その辺の最初の地裁判決、そして控訴、そして高裁判決にもかかわらず今現在に至っている。その一連の流れについてご回答いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。

松木源太郎議員。

○紹介議員（松木源太郎） 伊場議員がそういうふうに思うのは当然なんです。

ここに、この裁判をまとめた及川という弁護士の報告書があるんです。これを見ても、昭和60年から始まりまして平成25年1月まで長い民事裁判の敗訴と、住民側が民事裁判を起こして敗訴しているんです。それから、行政不服審査請求を含めた行政裁判では最高裁でもって勝っているんです。ですから裁判でもっていろんなことをやってきて、ねじれ現象が起こっていて、結局県は不許可にしたけれども、再度エコテックがそういう申請を出して、さらには厚生労働省に行政不服審査請求なんかをまだやっているわけです。つまり、業者側がこの土地の利用を諦めていないということが一番の問題点なんです。

ですから、今、株式会社エコテックの名義になっている土地がこれだけ残っているわけですね。写真を見たように、そこが将来どうなるかということは、それこそ私ども分かりません。予測ができません。ですから、今回環境省と千葉県に対して、こういう状態では大変住民が不安に思っているのを、止める方法を何とかやってくれという、そういう意見書を出すための請願を地元の議会に出したわけです。

ですから、裁判だけ見れば、負けた勝ったのあれでしょうけれども、最終的に行政訴訟でもって結論が出たから、地元の人たちはそれでもって安心したけれども、その後さらにエコテックが動いているということなんですね。そこが問題なんです。そういう趣旨でもって、こういう請願が出てくるわけです。

私の総体的な回答はそういうことです。

○委員長（宮内 保） 伊場哲也委員。

○委員（伊場哲也） 再質疑させていただきますけれども、沼田県政から、その後は堂本、そして森田、そして今回、熊谷ね。そうしますと、沼田県政から堂本県知事、そして森田、1代、2代、3代、4代、どうなんでしょうか。先ほど言いましたように、駅伝をやって県庁前で座り込みをやったりですとか、相当反対運動を重ねて先人の特に旭市に關係する住民、旧海上町、旭市ですから、これ当然何とか応援してあげたいじゃないですか。ただ、請願を出して果たして、時代が変わって県がどのような決断、結論を下すかというのは、何か非常に微妙というか、知事が代わっても、執行部が代わっても、方針、いわゆる考え方というのはなかなか変わらない現実があるやに想像するんです。

例えば、当時の川口環境相が海上町の産廃処分場に実際来られていますよね。当時の沼田知事も同行していますよね。新聞紙上から県と連携し断固取り締まるだとか、県と業者、県

は指導するとか、そういうようなことを述べつつも、どうも必要性をどこかに持っていたというその文脈がこの新聞紙上の中からどうも読み取れる。

なぜかといいますと、コロナを経験した私どもというのは、やはり専門家の意見というのはとても大事だったじゃないですか。誰も医者じゃないですから。ですから、ドクターでも感染症の専門家の判断とかはこうだよというのを、これを国会議員をはじめ関係者全て注目していたと思うんです。ここにも書かれているように、これは本当にふざけるなですよ、海上町は産廃銀座、こういう文言が出てくること自体考えられないし、こんなことを言われて町民は黙っていなかったと思うんですよね。

とどのつまり、専門家の判断、実際に見てどうしたか、蒸発散装置の設置、これまで設置してと、こんな蒸発散まで設置するくらいだから、絶対駄目なんだよというようなところだと思っただろうと思うんです。これ専門家の意見じゃないですか。ですから、そういう専門家の意見があったにもかかわらず、全く県の姿勢としては、なぜ専門家の意見聴かないんだろうかなというようなことになるのではないかな。だから、その辺の詰めとか、やはり当時海上町、銚子市、東庄町、銚子のほうの土地はもう、県の所有地というのがエコテックに売却しちゃったんですか。その点どうでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 県の銚子の土地がその後どうなっているか、私は詳しいことは知りません。ただ、個人の土地が個人でもってこの産廃処分場に土地を売った方がいらっしゃるでしょう。そういう土地がまだ名義が残ったままになっているという話は聞いています。ですから、お金払って全部そういうことだけれども、土地がエコテックに替わっていない土地の中にはあるんだという話は知っています。そのぐらいです。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） エコテック業者とは、連絡ですとかコンタクトは取れるんですか。そして話し合うという、そういう余地と申しますか、それはあるのですか。どなたが窓口になってこの運動を継続しているのか、コンタクトは取れるのか、それについてご回答いただければと思います。

○委員長（宮内 保） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） それを連絡というか、お互い同士意思疎通しているのは県です。千葉県です、今現在は。つまり千葉県はあの土地、今の土地が林地だったところを削っちゃ

ったわけです、エコテックが。林地はちゃんと申請しなければ利用できませんね。林地というのは木が繁っている土地ですよ。田んぼは農業委員会を使わなければ宅地が造れないとか、それと同じように条件があります。それを、現在の状況を確認して、こういうことでございますというのを県に定期的に報告しなければならない義務があります。ところが、この間、数年、時期は分かりませんが、全く連絡取れなかったのを何とか千葉県は取って、報告に今来させているそうです。そういう窓口だけが残っているように聞いております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 千葉県とエコテックという業者に屈伏してしまったなというようなお考えはございますか。

○委員長（宮内 保） 松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 屈伏したとか何とかという、そういう問題ではなくて、国の行政的な裁判が行われて、そこで出たことが守られていないということに今なってしまうんです。そこが問題だというふうに私は捉えています。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 資料の何ページという、ページ数、千葉県海上町と岐阜県の御嵩町、宮崎の小林市、岡山の吉永町、それから宮城の白石市の例がございますよね。これは住民投票の結果の資料なんですけれども、どうも海上町は宮崎県の小林市と非常に似ているかなというふうに個人的に思ったんですよ。小林市のほうの県の対応はどうかといたら、県が操業許可を出しました。住民は操業許可、操業禁止裁判へと。千葉県海上町については、空欄になっているんです。似ていると私は個人的に思うんですけども、空欄になっている。ここは一体どうなんだと。似ていませんか、違いますか。これ質疑というか、残ったんですけどもね。

結論なんですけれども、我々ね、私、伊場哲也、一市議として何ができるんだということをやっぱり考えるわけです。先ほどから言わせていただいているように、過去の案件ではございますけれども、先人たちが何とか自分たちの住環境を守ろうということで、必死に県の対応に対して抵抗してきたわけですよ。しかしながら、いかんともしがたい、どうもすっきりしないもやもや感がずっと続いていて、ここで何とかもう一つ請願を出して、引き続き解決に向けて再燃させてというような、そういう熱い思いがあるんじゃないか。ですから、そういう思いに、自分もやはり旭市の住環境を守る。ですから、そういう意味では大いに協

力できることを尽力させていただきなきゃいけないというふうに思うのですけれども、要は簡単に言うと、こういうわけだから、こういうことで協力してくれというのがすと一んとくれば、はい、分かりましたといくんですけれども、どうも県への対抗といいますか、住民投票したのですけれども、ずっと解決しないまま何か延び延びになっているところにもやもや感が払拭できない、そういうところがあるんです。

戻ります。宮崎県小林市と似ていると思いますけれども、いかがでしょうか。これに対して答弁を求めます。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） ここに小林市の例が出ておりますけれども、私には分かりません。要するに、行政的な裁判では最高裁でもってもう結審が、決着がついているのかかわらず、その土地は株式会社エコテックがずっとお持ちです。それでもって、なぜ最終的に県が不許可処分を出したかという、裁判記録なんかいろいろ見てみますと、エコテックのところには暴力団の資金が入っている。産廃法14条では、そういう資金が入っているところは、そういう仕事をやってはいけないというふうになっているんですね。ですから、そこが全く解決しない限りは、エコテックは産廃処分場を造れないのかかわらず、今でも会社が生きた形でもって動いていると、そういう心配があるんです。そのところが、だから日本の今の産廃の制度の中では、そういうお金があるところはやってはいけないんだけど、そういう会社がまだ動き回っていると。これは法律がどうこう、裁判がどうこうの問題じゃなくて、そういうところに対して今度定期的に報告を求めなきゃならないような事態が千葉県はある。そういう複雑な状態が残っているからこそ、今回のような請願が出て、意見書を上げてくれということになるわけです。そういうことなんです、全体の流れではね。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 流れ的な説明、松木議員、ありがとうございました。

請願書に反対するという気持ちは、先ほど来から申し述べさせていただきまして、一切毛頭ございません。ただ、反社会団体が関係しているのであるならば、なおさら法的手段を講じて、結果が出ていても今現在まで延びているわけですね。ここにも書かれていますよ。地裁、高裁で県敗訴、県は最高裁へ上告するも、最高裁は受理せず一審、二審判決で決定と。繰り返しになりますけれども、県は許可証を業者エコテックより返還させるも、業者を指導、年4回ですか、指導しているわけですね。平成25年、今は平成34年、9年間、10年間ぐずぐ

ず、業者エコテックは行政不服審査法に基づき環境大臣に申立書を提出して、言わば抵抗しているわけですね。ふざけるなよと。それから5年余りを有しながらまだ結論出ない。これ請願書出しても決着つかないですね。いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 伊場委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 伊場委員、だから特に環境省と千葉県知事が熊谷さんに代わりましたし、こういう事態が起こっているということを認識させるためには、この時点でもって意見書を出すというのは大変異議があることだと私は考えております。

以上です。

○委員長（宮内 保） 委員の皆さんにお願いいたします。

大分長時間になってきました。委員の皆さんにお伺いします。

ここで休憩を入れたほうがいいでしょうか、それとも……。

委員の皆様にもう1回、まだまだいっぱい時間かけて質問しますでしょうか、その辺をちょっとお聞きします。どうでしょうか。休憩入れなくても大丈夫ですか。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） 永井委員。

○委員（永井孝佳） すみません、質問途中で取ってしまって申し訳ありません。

今回はこの請願書を出すか出さないかについてちょっと議論していただいて、その先の取組についてはまた別の機会にしたほうが、今回の議論が進むと思います。よろしく願います。

○委員長（宮内 保） 伊場委員。

○委員（伊場哲也） 永井委員のご意見に全く賛成ですので、請願については承認いたしましたという方向で決着つけるのが早いかなというふうに伊場は思いました。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 私もこの請願に関して反対するものではございませんが、何点かお伺いしたいと思います。

令和2年9月に同じ内容の請願が出たということで、今回また同じ内容の請願を出されるということですが、この請願に至った理由が、今後業者を指導し、あくまでも許可を与える姿勢を取っている県に対して、エコテックに対して許可を与えるための指導をしてい



るという認識で、その根拠でそれをやるな、許可を出すなということでの請願というふうに取っていいんですか。これから後の質疑で趣旨をちょっと聞いていくんですけれども、誰に対してというのが非常に分かりにくいと思っているんです。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 産廃処分場については、都道府県と環境省とが絡んでいるわけですね。ですから、両方に対して意見書を出していただきたい。環境省に対しては、エコテックがそれなりのアクションを取っている可能性があるんです。ですから、そういうことを漏れ聞いておりますから、それは絶対にそういうことを認めるなということであり、千葉県に対しては、千葉県の県土、国土を守るためには、林地を勝手に変更したままで残っている。それを土地の所有者になっているエコテックがちゃんとしなさいよという。ですから、産廃処分場どうこうというよりも、県に対してはちゃんと行政の筋道をつけて、元に復元させるという仕事があるわけです。無法に削って、その下に産廃も一部入れちゃっているから、それをちゃんと元に戻させるのが林地についての県の指導なんです。

それと、産廃というものについて資格もないのに、融資の問題で、暴力団の融資の問題で資格もないのに環境省に対して不服審査請求なんかをしている業者、この二つの目的があって、両者に対してちゃんとしなさいよという意見書を出したいという。令和2年のときの意見書を議論したと思うんですけれども、見ても、そこまできちつとは言っていないんですよ。ですから、今回そういうきちつと目的を持って意見書を出していきたい。これが今回請願を出した趣旨だと思います。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） そこは分かるんですけれども、私はこの趣旨を読む限りでは、これは市長が県に訴えるべきことだと思うんですよ。私は一般質問でも市長の役割で言いましたけれども、市民の利益を守れないことを、こんなことするなというのは市長がやるべきことだと思うんです。市長の制度として請願というのがないでしょうけれども、直接県に直訴なりなんなりするべきだと私は思うんです。

この請願、効力の話になるんですけれども、恐らく令和2年度にもここまでのものではないけれども出されたということで、ただ、県としてはまだ動きを止めていないというか、指導している段階というふうに、私は先ほどの説明で聞き取れたんですけれども、旭市も、こ

の前私も一緒に現場を見せていただきました。その帰りに市として出されている看板がいっぱいあったじゃないですか。産業廃棄物最終処分場反対の町でしたか、写真撮ってきましたけれども、旭市で市である看板を出していると思うんですよ。ですから、これは市長にやってもらわなければならないと思うんです。

もう一つは、ほかの市町、三つですか、町と市とそこのほかの方ともスクラム組んで、それとあと県議会議員はどういう仕事をしていらっしゃるのかね、この旭市の市民利益を守るために県議会議員、まさにこれ県と市との間に入らなきゃいけない事案だと私は思うんですよ。どういう仕事をしていらっしゃるのかなというのがありまして、ぜひとも議会としての請願というよりも、本当に直接市長に動いていただきたい。なので、市長に申入れを私は議会としてしたい気持ちです。議会としてというか、私はしたいです。あとは県議会議員にもその辺の申出をしたい。

ということで、請願趣旨には賛成です。ただ、動きとしては、さらなるそこまでのことをするべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） 行政の都道府県の在り方の問題で、確かに戸村委員の言うのは筋通っているんですけども、ただ、そこまでは旭市も動かないと思うんですよ。

1市3町が合併したときの経過もいろいろありますけれども、何で一緒になったんだろうなど。私だってそのときいましたけれども、そういう気持ちも一部ありましたよ。一緒にならなくたっていいのになという気持ちも当然ありましたよ。私は共産党の議員だったけれどもね。でも一緒になったからには、ここにある今問題抱えている旭市の問題を解決しなきゃいけないし、行政の長も関わっているということは戸村委員の言ったとおりです。ただ、住民の中に、市長にこのことを頼もうという、まだそういう形の動きはありませんから、そういうことをつくっていくのも一つの私たちの仕事かなと私は考えます。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ぜひそこまでのアクションにしていきたいと思えます。というのが、先日私の一般質問でも紹介しましたけれども、80キロ走り知事に直訴状と、この中に今現在の市長が走っていらっしゃるんですよ。だからもう話早いですよ。市長の信念でやられたことを、今回またやっちゃってくださいよ。その役割を担えるポジションに就かれたわけ

だから、ぜひやってくださいというそこまでのアクションにしていきたい。というか、  
しましょう。

以上です。

○委員長（宮内 保） 戸村委員の質問に対し、回答できるようであればお願いいたします。  
松木議員。

○紹介議員（松木源太郎） そこまでは私まだ腹固まっていますけれども、そうあるべきか  
などは思います。

○委員長（宮内 保） ほかに質問ありませんか。  
(発言する人なし)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、ここで執行部は退室してください。  
大変ご苦労さまでした。  
しばらく休憩いたします。委員の皆様はそのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 零時 5 5 分

再開 午後 零時 5 6 分

○委員長（宮内 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
引き続き請願の審査を行います。

初めに、請願第 1 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第 1 号の審査を終わります。  
続いて、請願第 2 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第 2 号の審査を終わります。  
続いて、請願第 3 号について、ご意見がありましたらお願いいたします。  
(「なし」の声あり)

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第 3 号の審査を終わります。

#### 請願の採決

○委員長（宮内 保） 次に、討論を省略して採決をいたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（宮内 保） 全員賛成。

よって、請願第3号は採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

---

#### 意見書案の説明

○委員長（宮内 保） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択された場合、意見書提出に伴う発議案を提案することとなりますので、事前に準備をしたいと思いま

す。

事務局、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○委員長(宮内 保) 初めに、請願第1号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会議務局長(穴澤昭和) それでは、意見書案について朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書(案)を初めに説明いたします。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯がある。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てとなります。

以上です。

○委員長(宮内 保) 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見があればお願いいたします。

(発言する人なし)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度の堅持

に関する意見書は、原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) ご異議ないようですので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第2号の意見書案について、ご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(穴澤昭和) それでは、請願第2号のほうについても、朗読して説明に代えさせていただきます。

国における2023年度教育予算拡充に関する意見書(案)

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生した。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にあると言わざるを得ない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

よって、国においては、教育が未来の先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、以下の項目を中心に必要な教育予算を確保することを強く要望する。

1、災害からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること。

2、少人数学級や小学校高学年専科を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

3、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

4、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること。  
5、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面・学習面で不安やストレスを感じることがないように財政措置を講じること。

8、GIGAスクール構想に伴うICT化環境の整備促進のための財政措置を講じること。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てとなります。

以上です。

○委員長（宮内 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見があればお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（宮内 保） 特にないようですので、請願第2号の国における2023年度教育予算拡充に関する意見書は、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（宮内 保） ご異議ないようですので、本意見書は、ただいまご協議いただいたとおり準備を進めたいと思います。

続いて、請願第3号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） それでは、請願第3号につきましての意見書案について朗読させていただきます。

（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その最終解決を求める意見書（案）

旧海上町（現旭市）においては、豊富な野菜の栽培地が広がる飯岡台地の谷津谷に伸葉都市開発（現エコテック）が産業廃棄物最終処分場設置計画を進め、県は1998年6月8日に設

置許可申請を受理し、許可した。

町の環境と農業生産物の安全性を守ろうと旧海上町は、設置の是非を問う住民投票（投票率87.3%、設置反対97.5%）を行い、町ぐるみで設置反対の運動を繰り広げてきた。

県は一度設置計画を不許可にしたものの、エコテックの不服申請に旧厚生省はこれを容認し、県も一転して2001年3月1日に再度設置を許可した。これに対し住民は、許可処分取消しを求めて県を提訴（行政訴訟2001年5月29日）、建設工事差止めを求める仮処分申請（申請人438名）、エコテック産廃処分場建設操業差止めを求める訴訟（民事訴訟 原告100名）を行い、住民訴訟で工事は中断された。

民事訴訟では敗訴するものの、行政訴訟は一審、二審と勝訴し、最高裁で住民の勝訴が確定し（2010年9月9日）その判例は現在、全国で産廃処理施設などの許可手続の規範になっている。

さらに県は「エコテックが長期間にわたり暴力団の関係企業から複数の関係者を通じて間接的に融資を受けていた」として廃棄物処理法第14条の失格要件である「暴力団員等がその事業活動を支配する者」に該当するとし、許可処分を取り消し不許可処分（2013年1月28日）とした。その後、エコテックはこれを不服として環境省に申入れし、以来この状況が続いている。

計画周辺の地下水を利用する松ヶ谷区、岩井区はもとより、旧海上町の住民は、計画が明らかになってから四半世紀という長い年月を不安と共にしている。この不安を解消し、住民に安心を与えることは、憲法第25条及び国民主権の日本においては、行政の責務である。

よって、以下の項目について強く要望する。

環境省は、エコテックの実態を調査し、本省の主要な役割の一つ「環境の保全・整備」の観点から、最高裁の判決に従い誠実にこれを履行し、産業廃棄物最終処分場設置計画を完全に廃棄すること。

千葉県は不許可の姿勢を貫くとともに、現地の点検・危険な箇所への対策、また計画地の所有権・名義人等の変更の有無を定期的に調べること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先でございますが、環境大臣、千葉県知事宛てとなります。

以上でございます。

○委員長（宮内 保） 事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。



ご意見があればお願いいたします。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） この案についている表題でございますが、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その最終解決を求める意見書、最終解決って何ですかというふうに、これ非常に曖昧だと思います。設置は反対だけど、最終的に解決するんだったら造ってもいいよ的にも取られなくもないです。なので、こういう曖昧な言い方ではなくて、ちゃんと下に1、2できちんと述べている、それを表題にするべきだと思います、その計画完全廃棄を求める意見書にしたほうがいいと思います。

○委員長（宮内 保） ただいま戸村委員より本意見書の本文について質問がありましたけれども、局長、お願いします。

（発言する人あり）

○委員長（宮内 保） ちょっと待って……。

伊場委員。

○委員（伊場哲也） 戸村委員の意見に賛成でございます。そのように記載変更していただければ非常に価値のある意見書になるかと思えます。

以上です。

○委員長（宮内 保） ほかによろしいですか。

では、事務局、お願いします。

○議会事務局長（穴澤昭和） ただいまのご意見で、これは請願された方の思いということで受け止めております。最終解決というのは、白紙撤回というふうに私のほうも受け止めていましたので、その書き方というのはあろうかなと思っています。

今委員から言われましたように、そうしますと、もう一度確認ですけれども、（株）エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画を完全廃棄を求める意見書。

（発言する人あり）

○議会事務局長（穴澤昭和） すみません、そうしましたら「その計画完全廃棄を求める意見書」でよろしいでしょうか。

○委員長（宮内 保） 戸村委員、それでよろしいでしょうか。

委員の皆さんもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議会事務局長（穴澤昭和） ちょっともう一回、改めてただいまの意見書案のタイトルです

けれども、(株)エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その計画完全廃棄を求める意見書ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○委員長(宮内 保) ほかにご意見ありますでしょうか。

(発言する人なし)

○委員長(宮内 保) 特にないようですので、請願第3号の(株)エコテック産業廃棄物最終処分場設置反対を求めると共に、その最終解決を求める意見書は、ただいまご協議をいただいたとおりとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(宮内 保) ご異議ないようですので、本意見書につきましては、ただいまご協議いただいたとおりに準備を進めたいと思います。

なお、意見書の提出に伴う発議案の提出者につきましては、委員長名で議長に提出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

---

○委員長(宮内 保) 以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時15分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 宮 内 保